

判決年月日	平成19年 4 月25日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 1 部
事 件 番 号	平成18年（行ケ）第10499号		
○無線式ドアロック制御装置の発明に係る無効不成立審決に対する取消訴訟において、副引用例記載の発明として、主引用例記載の発明への適用を阻害する無用の事柄を付加した技術を創出し、これを容易想到性の判断に資することは許されないとした上、上記無用の事柄を除外した副引用例記載の発明を主引用例記載の発明に適用することにつき動機付けがあるとして、審決を取り消した事例。			

（関連条文）特許法 2 9 条 2 項

X は、発明の名称を「無線式ドアロック制御装置」とする特許発明の特許権者であった者（平成 1 8 年 1 0 月 2 1 日存続期間満了）であるが、Y が引用発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるとして無効審判の請求をしたところ、無効不成立の審決を受けた。そこで、X は、審決の取消しを求めたところ、本判決は、次のとおり判示して、審決を取り消した。

「審決は、引用発明 2 A（注、引用例 2 記載の発明として認定されている引用発明 2 から付随事項 及び を除いたもの）に、携帯用送信機が『イグニッションキーとは別体である』という事実（付随事項 ）、ロックアクチュエータの駆動を禁止する理由が『携帯用送信機を所持した者が車室内に存在している場合に、車外からの解錠・施錠操作（第 3 者が車外から車両のドア部に設けられたスイッチ 1 2 を操作した場合の解錠操作）を禁止することができるものとするため』であるという事実（付随事項 ）を含めた全体を引用発明 2 と認定した上、本件相違点についての認定判断において、『引用発明 1 には、・ ・ ・第三者による操作によって解錠のための起因となるべき信号が発信されるという不具合が存在しないのであるから、刊行物 2（注、引用例 2 ）に記載の技術ないし引用発明 2 が解決すべき技術的課題が引用発明 1 には存在しないのであって、引用発明 1 に引用発明 2 の動作禁止制御手段を適用すべき前提となる動機付けが無いというべきである。』（審決謄本 1 0 頁最終段落ないし 1 1 頁第 1 段落）と判断し、引用発明 2 に存在する付随事項 及び が、引用発明 1 に存在しないとして、引用発明 2 を引用発明 1 に適用する動機付けがないとしているのである。したがって、審決は、付随事項 及び が引用発明 2 A に特有の事項であって、付随事項 及び と引用発明 2 A とを分離して進歩性を考えることはできないものとしていることが明らかである。」

しかし、引用例 2 を検討すると、「ドアアクチュエータの駆動禁止理由を、『携帯用送信機を所持した者が車室内に存在している場合に、車外からの解錠・施錠操作（第 3 者が車外から車両のドア部に設けられたスイッチ 1 2 を操作した場合の解錠操作）を禁止す

ることができるものとする』こと，すなわち，付随事項 が引用発明 2 A に特有の技術であるとはいえない。また，携帯用送信機が『イグニッションキーとは別体である』という付随事項 についても，上記と同様であって，引用発明 2 A に特有の技術であるとはいえない。難い。

「そうすると，審決は，結果として，引用例 2 の中から，引用発明 1 に無用の事柄を抽出し，これを引用発明 2 A に結合させることによって，引用発明 1 と相容れない公知技術を創出したものといわざるを得ない。本件相違点についての判断において，引用発明 1 に引用発明 2 A を適用する動機付けが問題となるのであれば，その時点で，引用例 2 の記載の全体を観察して，動機付けの有無，阻害事由の有無などを検討すべきである。審決のような引用発明 2 の認定の手法は，正確性を欠き，容易想到性の判断を誤らせる要因となるものであって，誤りというべきである。」

「引用発明 1 と引用発明 2 A とは，いずれも，車両のドアロックの施錠・解錠を，無線を利用して行うというものであって，技術分野を共通にしており，また，スイッチの誤操作による解錠を防ぐという技術課題も共通しており，引用発明 1 と引用発明 2 A とを組み合わせることを妨げるような格別の事情も見当たらないのであるから，引用発明 1 と引用発明 2 A とを組み合わせることについての動機付けがあると認めるのが相当であって，当業者において，容易に，引用発明 1 に引用発明 2 A の技術を適用し得るものというべきである。」